



佐賀県公報

平成18年
11月8日
(水曜日)
第12828号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示
公告

- 道路の供用開始 (六六一・道路課) 一
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課) 一
- 〃 (〃) 一
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 二

○告示

●佐賀県告示第六百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十一月八日から平成十八年十二月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 波佐見塩田線	武雄市東川登町大字袴野字上館一五一六六番一 地先から 武雄市西川登町大字小田志字永谷一六七八〇番 一地先まで	平成一八・一一・一四

○公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年12月27日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年11月8日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年10月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人プラットフォームさが
- (2) 代表者の氏名 古野 徳親
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀市兵庫南二丁目16番地16号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の自立と社会参加に関する事業を行い、精神障害者も市民の一人として、共に暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年12月26日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年11月8日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日
平成18年10月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人日本人材開発センター

(2) 代表者の氏名 宿里 久則

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県三養基郡基山町けやき台一丁目25番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、情報処理等の職種に従事するもの及びこれに就業しようとする希望するものなどの不特定多数の個人、団体に対して情報処理技術等を習得するために必要な環境を整え、教育普及・支援活動に関する事業を行い、社会教育、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年11月8日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
38	小城市小城町北小路240番35、 240番36、240番54、240番55 及び240番56	平成18年 10月31日	4.00～ 4.01	24.69

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十一月八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷